○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)

をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目第十四条の五 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する人種第十四条の五 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する人種なければならない。		はその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損のの安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に第十四条の三 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報(個人利用者情報の安全管理措置等)	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	
			現
			行